

操作要領

令和 5 年 6 月

課税第二部 法人課税課

## 目 次

	(ページ)
1 システムの概要等 -----	1
(1) 概要 -----	1
(2) 留意点 -----	1
2 操作方法 -----	2
(1) 起動及び終了 -----	2
(2) [REDACTED] -----	3
(3) [REDACTED] -----	5
3 検索結果 -----	7
(1) [REDACTED] -----	7
(2) [REDACTED] -----	8

## 1 システムの概要等

### (1) 概要

（以下「本システム」という。）は、[REDACTED] 及び [REDACTED] 機能を使用して、次の情報を検索することができる。

イ 各署から提出のあった [REDACTED]

ロ [REDACTED]

[REDACTED] をキーとして、本システムの検索を行うことで、例えば、次の確認が可能となる。

① [REDACTED]

② [REDACTED]

③ [REDACTED]

なお、本システムで検索できるデータは、[REDACTED]

[REDACTED] に対する調査事績等を基に毎月 10 日前後に更新する。

### (2) 留意点

イ 本システムのファイルは、各職員が東京国税局ポータルサイトの掲載場所から保存して使用し、同一のファイルを複数の職員で同時に使用しない。

ロ 本システムの検索結果として表示される、[REDACTED]

ため、[REDACTED]

[REDACTED] ではない。

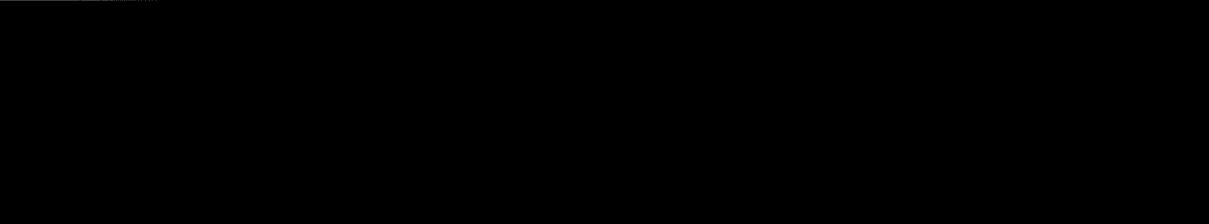
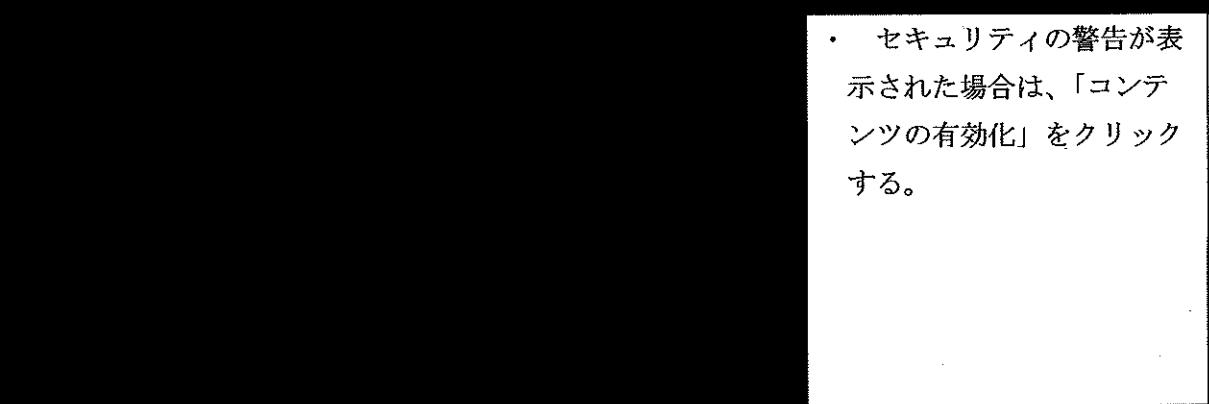
ハ 本システムの検索結果として表示される、[REDACTED]

[REDACTED] であるため、検索実施時の情報と異なる可能性がある。そのため、例えば、法人の転出入や商号変更等の可能性がある法人を検索する際には、複数項目での検索を行うことが必要となる。

## 2 操作方法

### (1) 起動及び終了

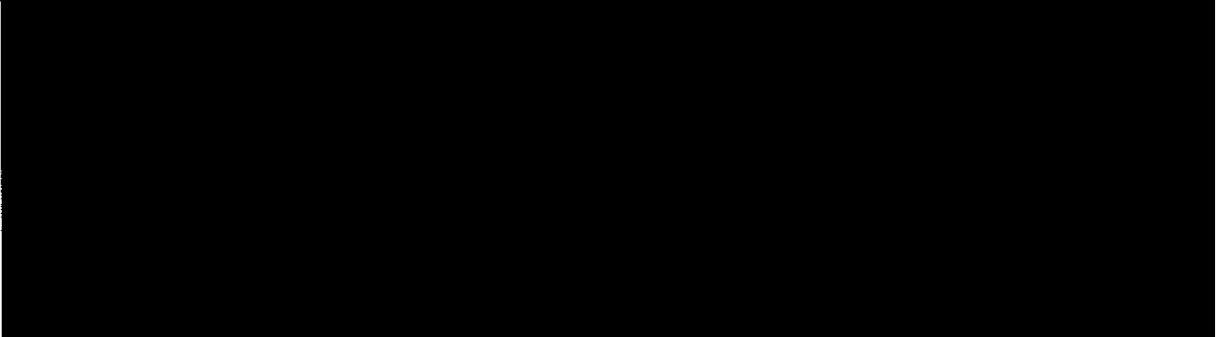
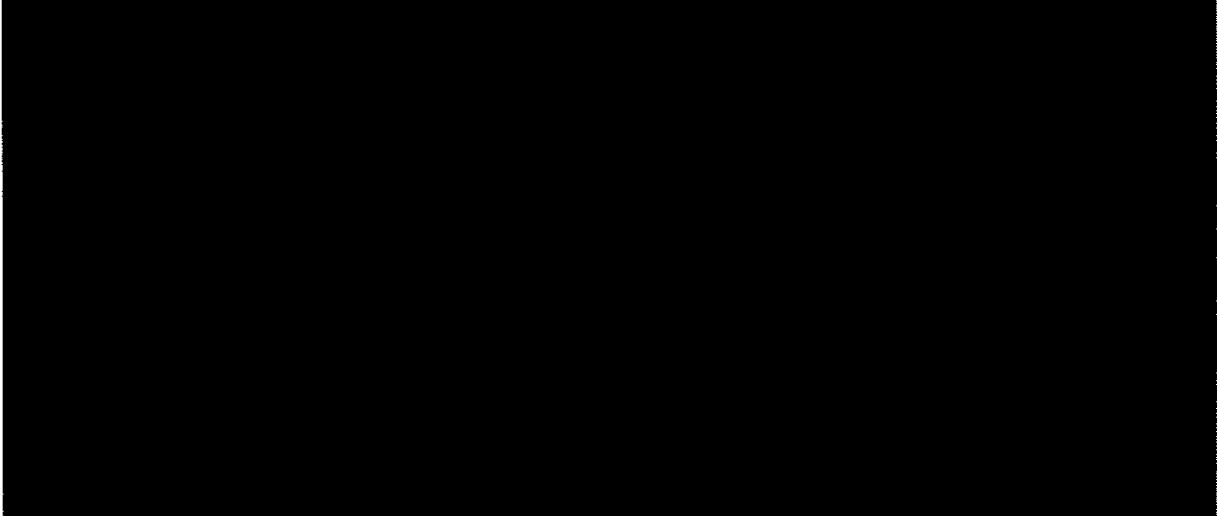
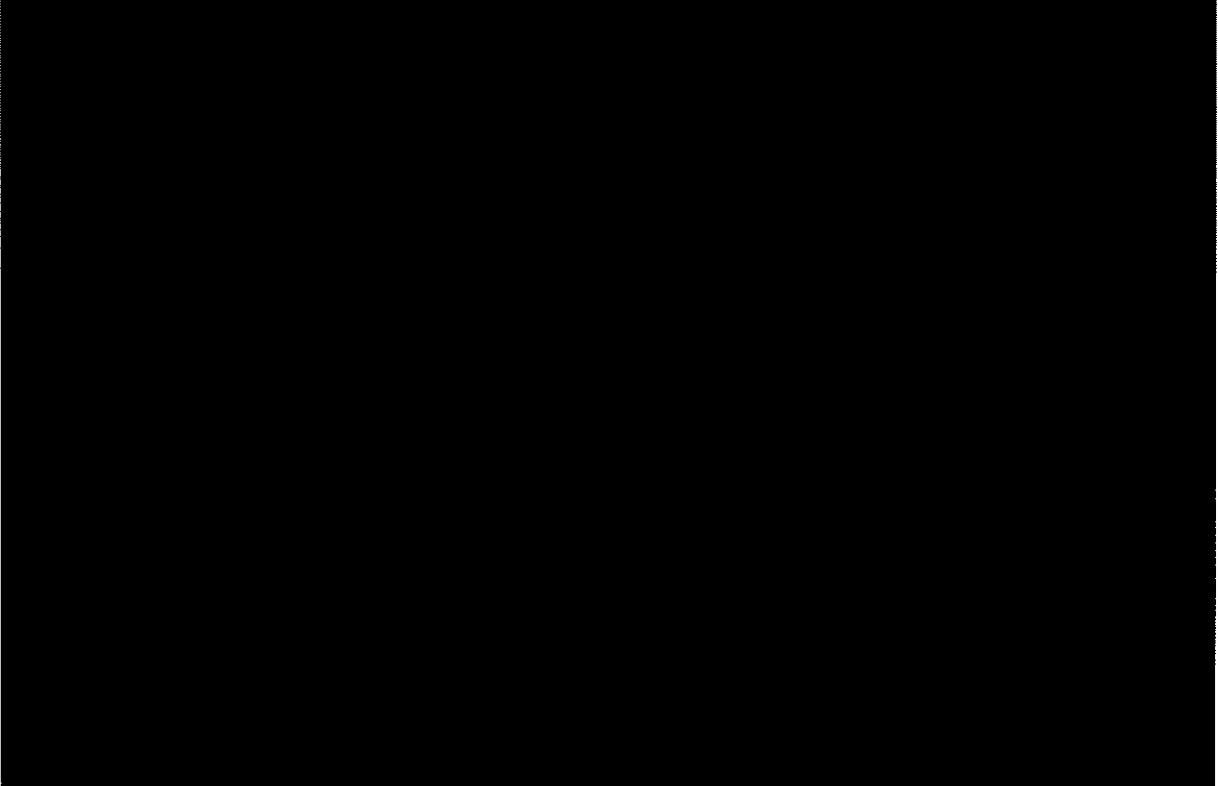
#### イ 起動

No.	画 面	説 明
1		
2		<ul style="list-style-type: none"><li>セキュリティの警告が表示された場合は、「コンテンツの有効化」をクリックする。</li></ul>

#### ロ 終了

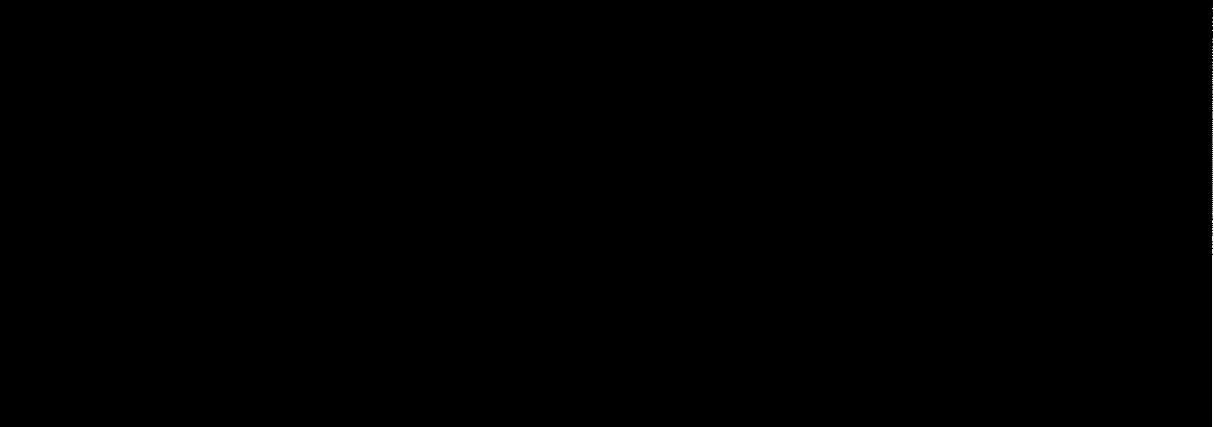
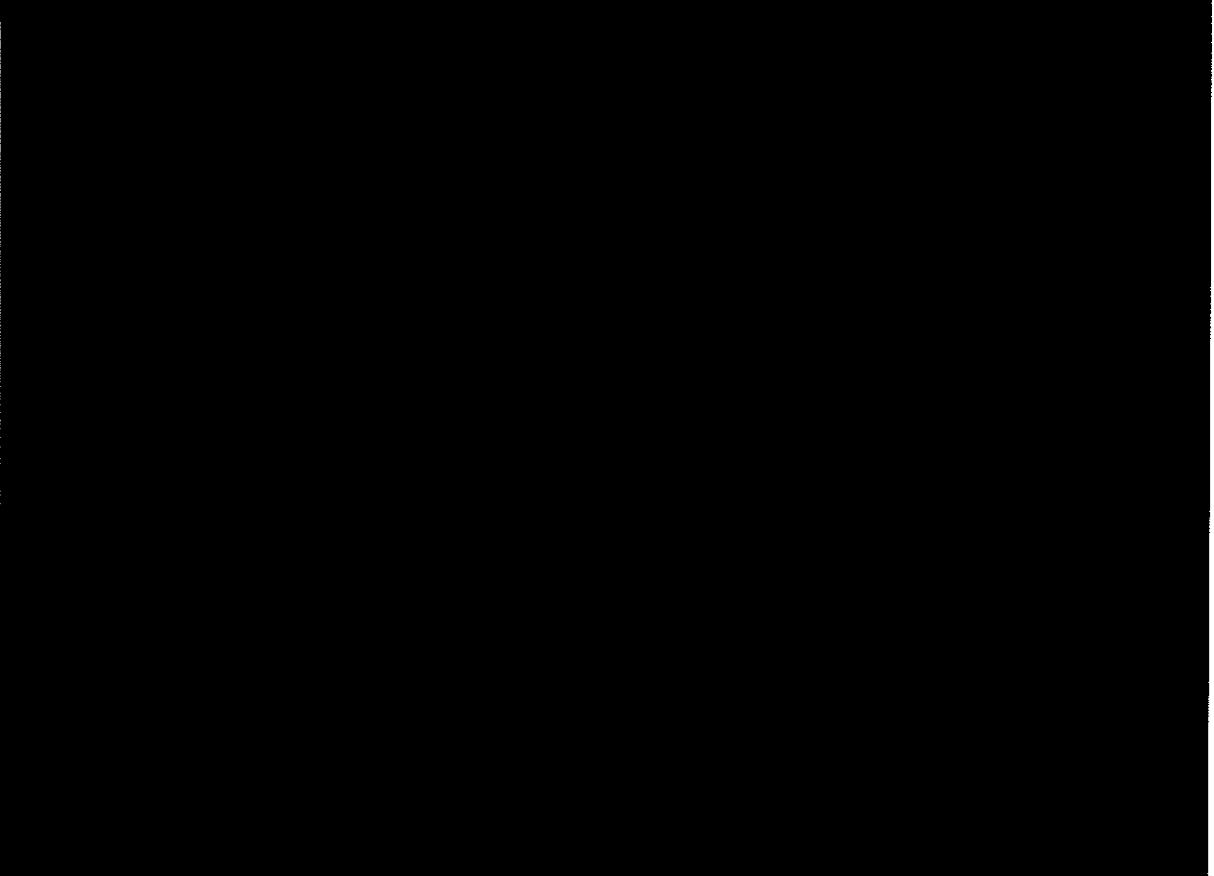
No.	画 面	説 明
3		<ul style="list-style-type: none"><li>「終了」ボタンをクリックする。</li></ul>

(2)

No.	画面	説明
1		
2		
3		

No.	画 面	説 明
4		<ul style="list-style-type: none"><li>「検索」ボタンをクリックする。</li></ul>
5		<ul style="list-style-type: none"><li>検索結果が表示される。</li></ul>
6		

(3)

No.	画面	説明
1		
2		
3		

No.	画 面	説 明
4		<ul style="list-style-type: none"><li>「検索」ボタンをクリックする。</li></ul>
5		<ul style="list-style-type: none"><li>検索結果が表示される。</li></ul>
6		

### 3 検索結果

(1) [REDACTED]

○ 検索結果表示



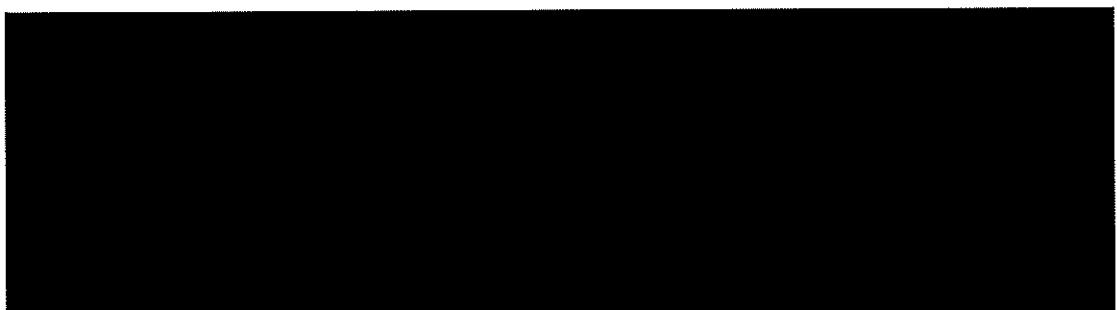
○ 各表示項目の内容

No.	項目	説明
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

※ いずれの項目についても、[REDACTED]として、システムに掲載した際の情報であるため、現在の情報と異なる場合がある。

(2) [REDACTED]

○ 検索結果表示

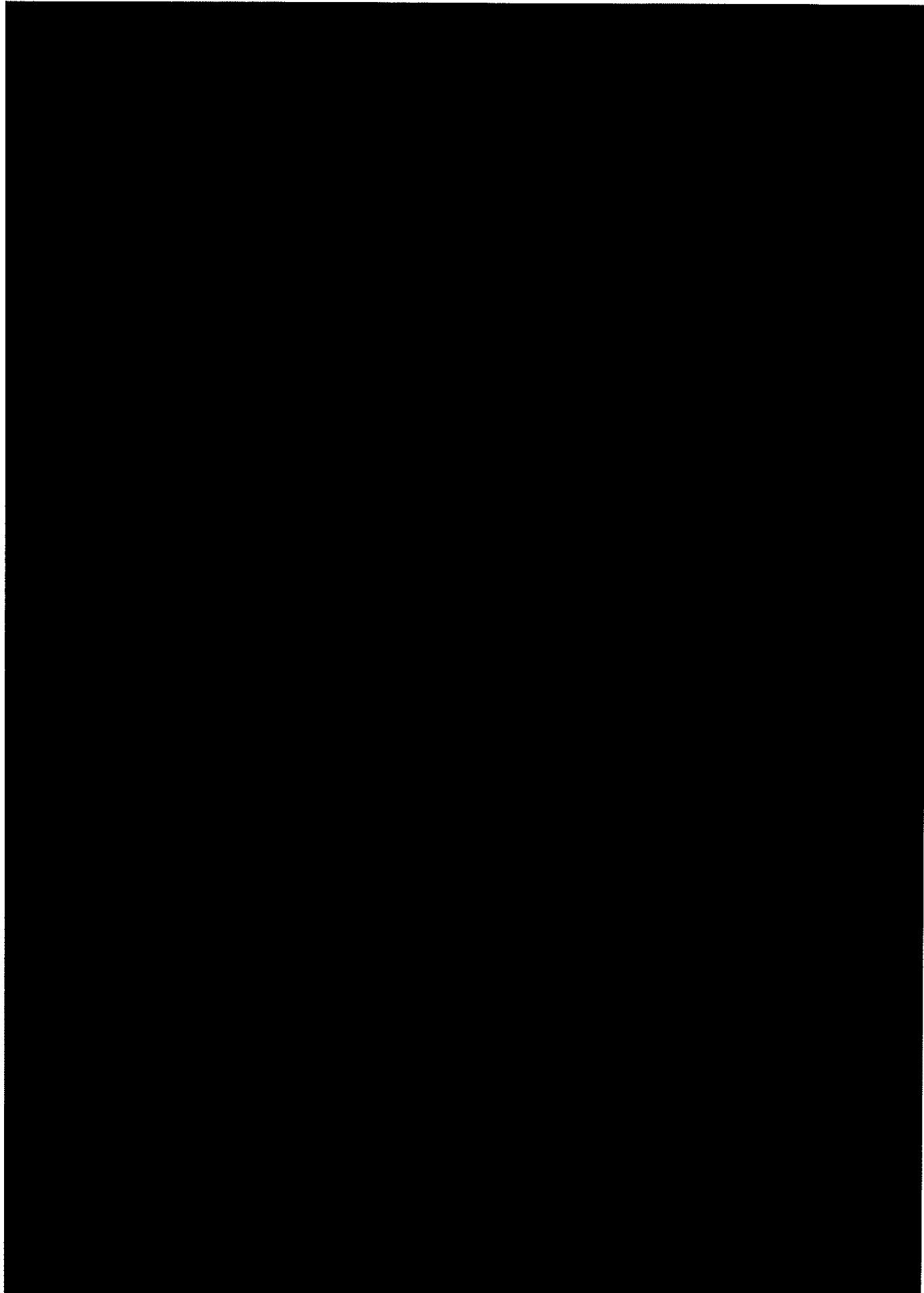


○ 各表示項目の内容

No	項目	目	説	明

※ いずれの項目についても、[REDACTED]として、システムに掲載した際の情報であるため、現在の情報と異なる場合がある。

決 裁 ( . . . )	副 署 長	法 1 統 括	消費統括	担当統括等	審査担当者



決 裁 ( , , )	副 署 長	法 1 統 括	消費 統 括	担当 統 括 等	審査 担当 者

記載例

の作成要領

○ 各項目の作成事項等

項目	作成要領

項目	作成要領

決 裁 ( . . . )	副 署 長	法 1 統括	消費統括	担当統括等

決 裁 ( . . . )	副 署 長	法 1 統括	消費統括	担当統括等

記載例

[REDACTED] の作成要領

○ 各項目の作成事項等

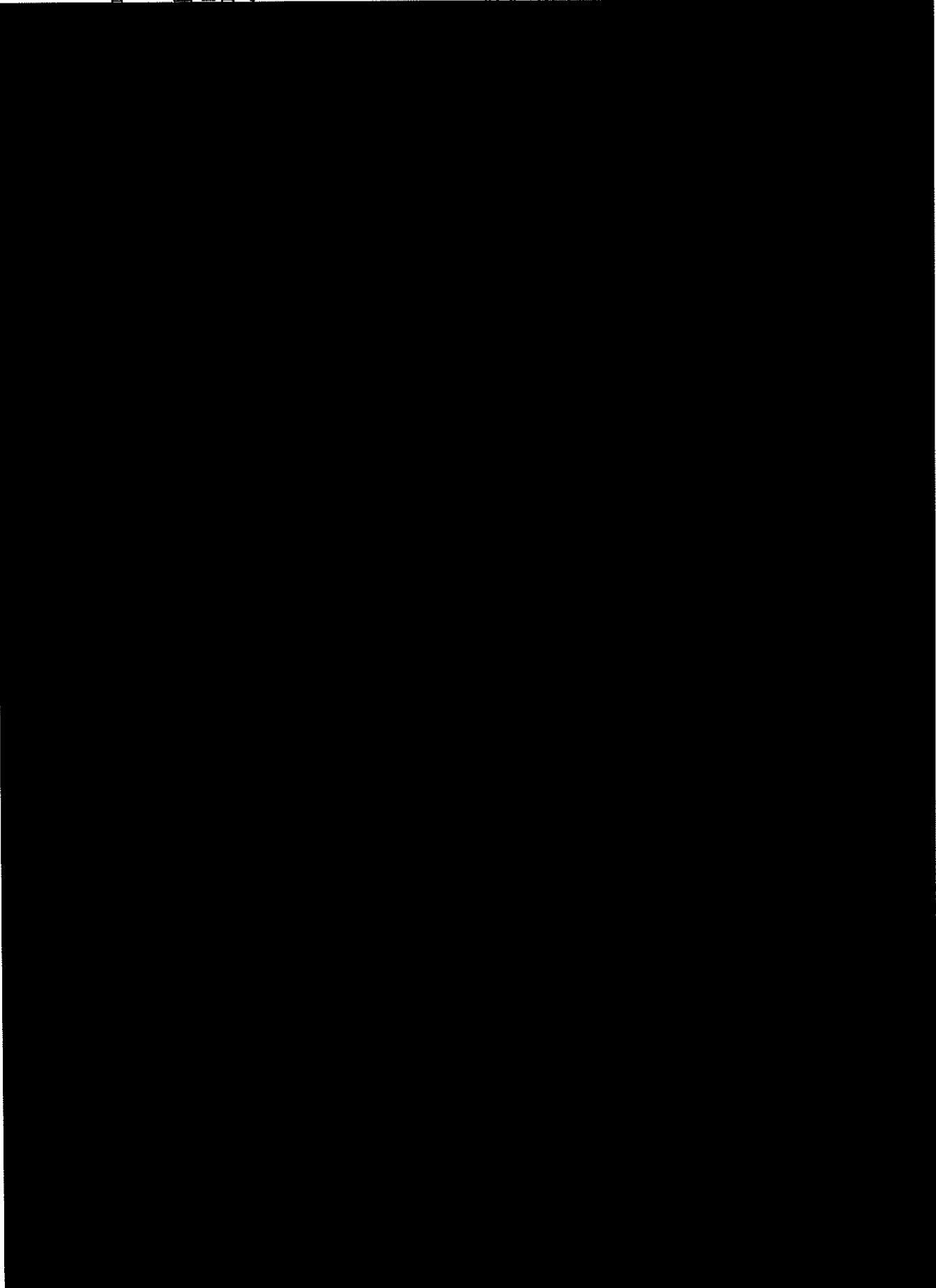
項目	作成要領
[REDACTED]	[REDACTED]

進行管理システム上で審査を実施・出力

消費税還付審査判定表

署 整理番号 :

課税期間（至）:



進行管理システム上で審査を実施・出力

消費税還付審査チェックシート【接触要否判定用】

署 整理番号 :

課税期間（至）:



## 【消費税専門官用】

令和 年 月 日

所在地	〒 -
法人名	
代表者 氏名	殿

税務署長  
の  
氏名の記載  
及び署長印  
の押印は省  
略しています

## 消費税還付申告の内容についてのお尋ね

貴社におかれましては、日頃から税務行政に御協力いただき感謝申し上げます。  
さて、貴社の自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 課税期間の消費税確定申告は還付申告となっております。  
つきましては、別紙「消費税還付申告の内容について（回答）」に所要の事項を記載し、下記の書類を添付して 月 日 までに回答いただきますようお願いします。

記

## 【共通】

- 消費税の計算過程を確認できる書類  
(消費税の計算書・試算表等、勘定科目別に課税・非課税・不課税の判定を行った書類)
- 消費税の還付申告に関する明細書

- 取引金額の上位 社についての書類を御提出ください。
- 売上先 ( ) 及び仕入先 ( ) との取引についての書類 ( ) を御提出ください。
- 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの取引についての書類を御提出ください。
- 御不明な点がありましたら、下記の担当者にお問い合わせください。
- この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。
- なお、本件の消費税還付申告に係る行政指導は担当者欄に記載した税務署が実施しております。

担当者	●●税務署 消費税専門官
	Tel - - 内線

No



稅務署長 殿

所在地	
法人名	
代表者 氏名	
応答者	

## 消費税還付申告の内容について（回答）

## 1 還付申告となった主な理由等

1. *What is the primary purpose of the study?*

※ 「消費税の還付申告に関する明細書」に記載していない「還付申告となった主な理由」がある場合は、この欄に併せて記入してください。

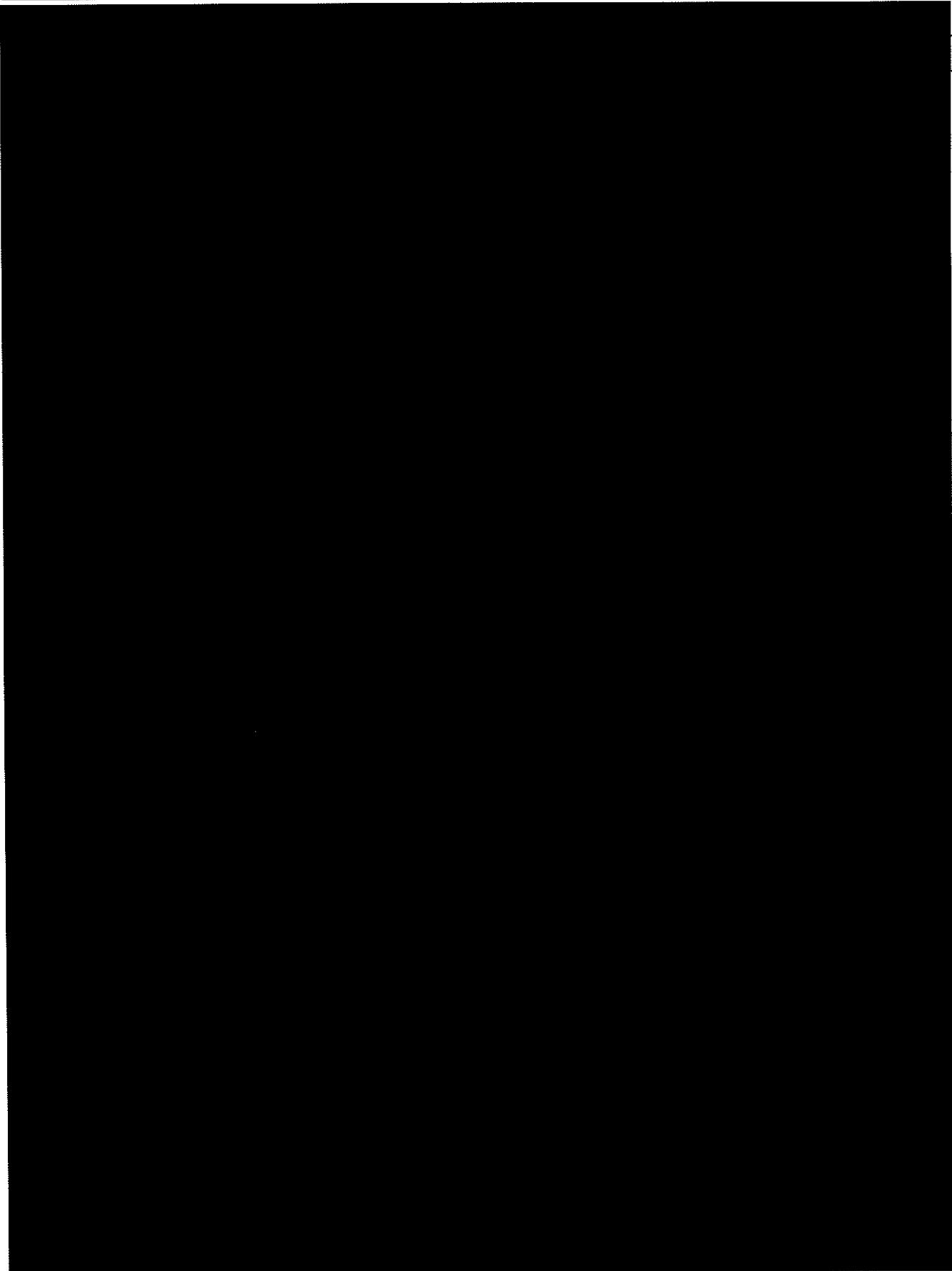
## 2 添付書類(添付をお願いした書類のほか、還付申告となった主な理由が分かる一連の取引関係書類)

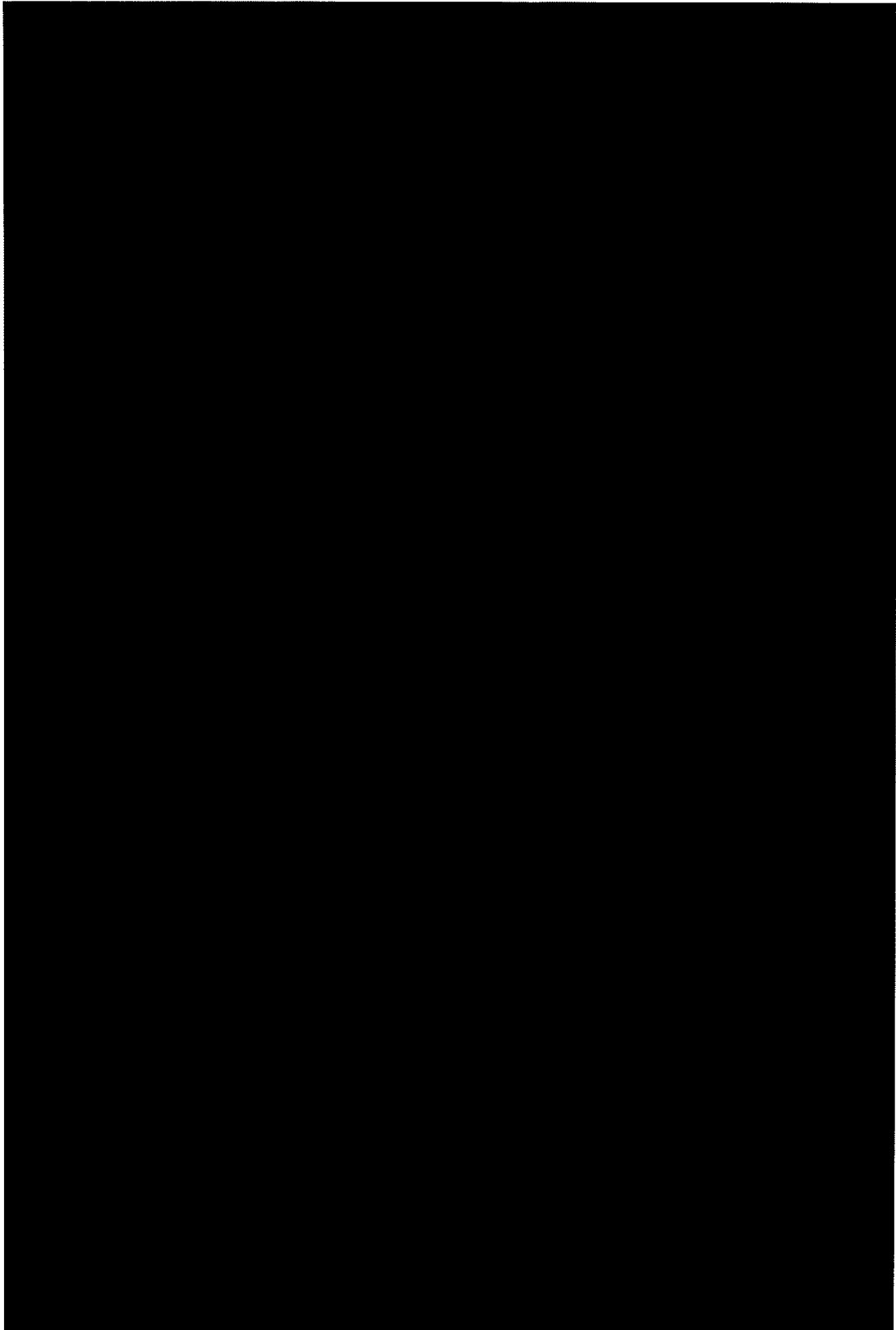
担当者 税務署 法人課税第 部門

消費税還付審査チェックシート

署 整理番号 :

課税期間（至）:

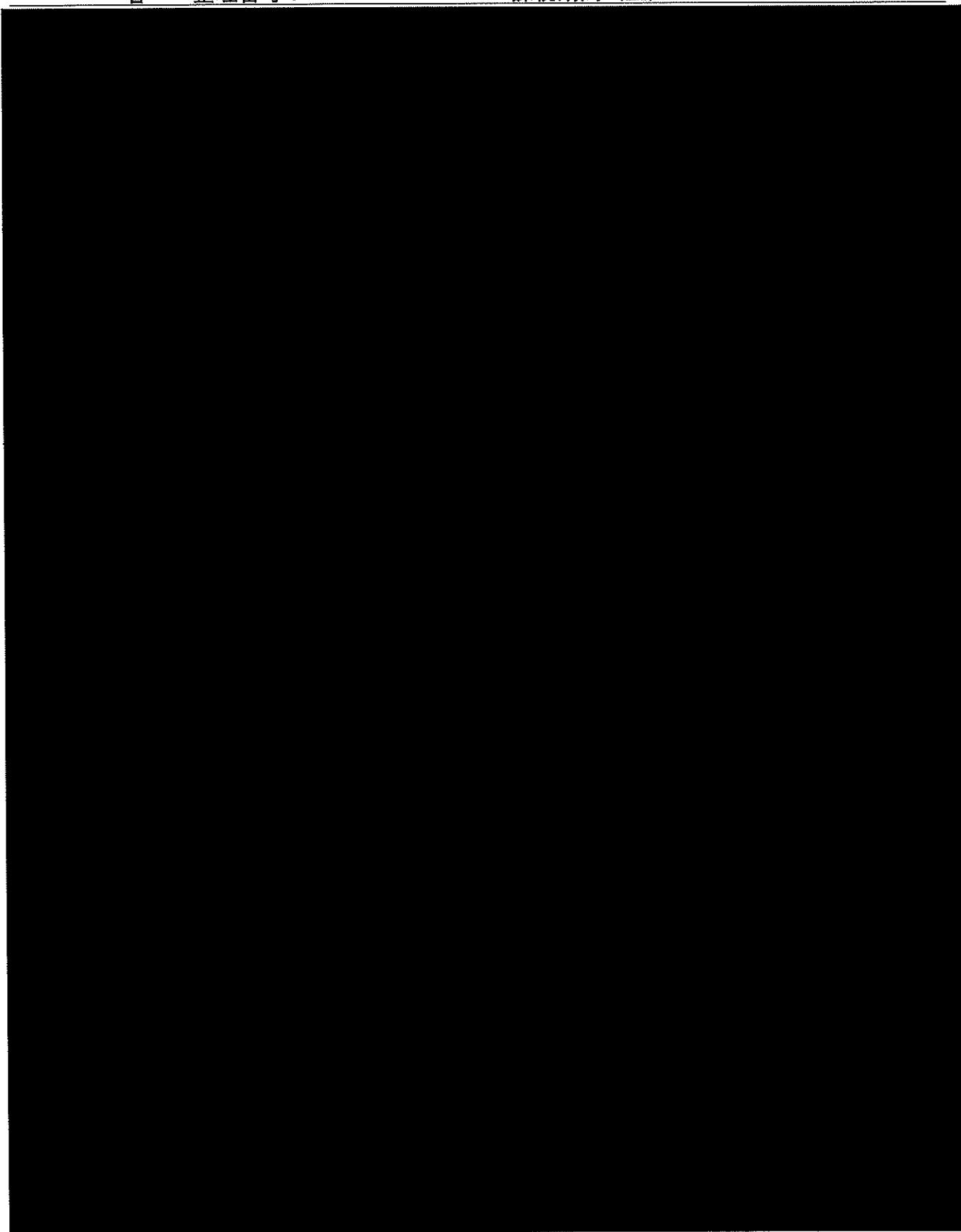


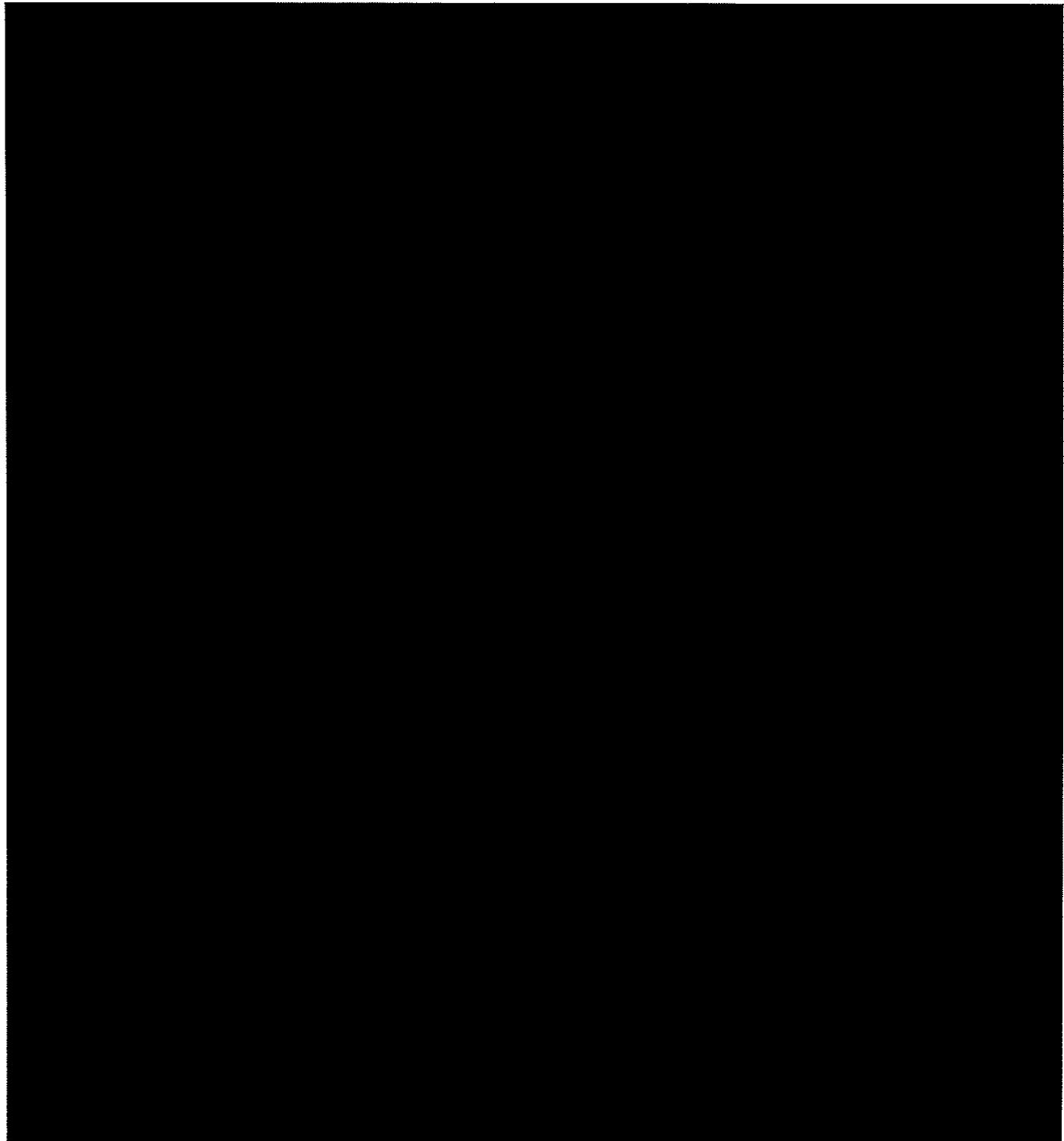


消費税還付審査チェックシート

署 整理番号 :

課税期間(至) :

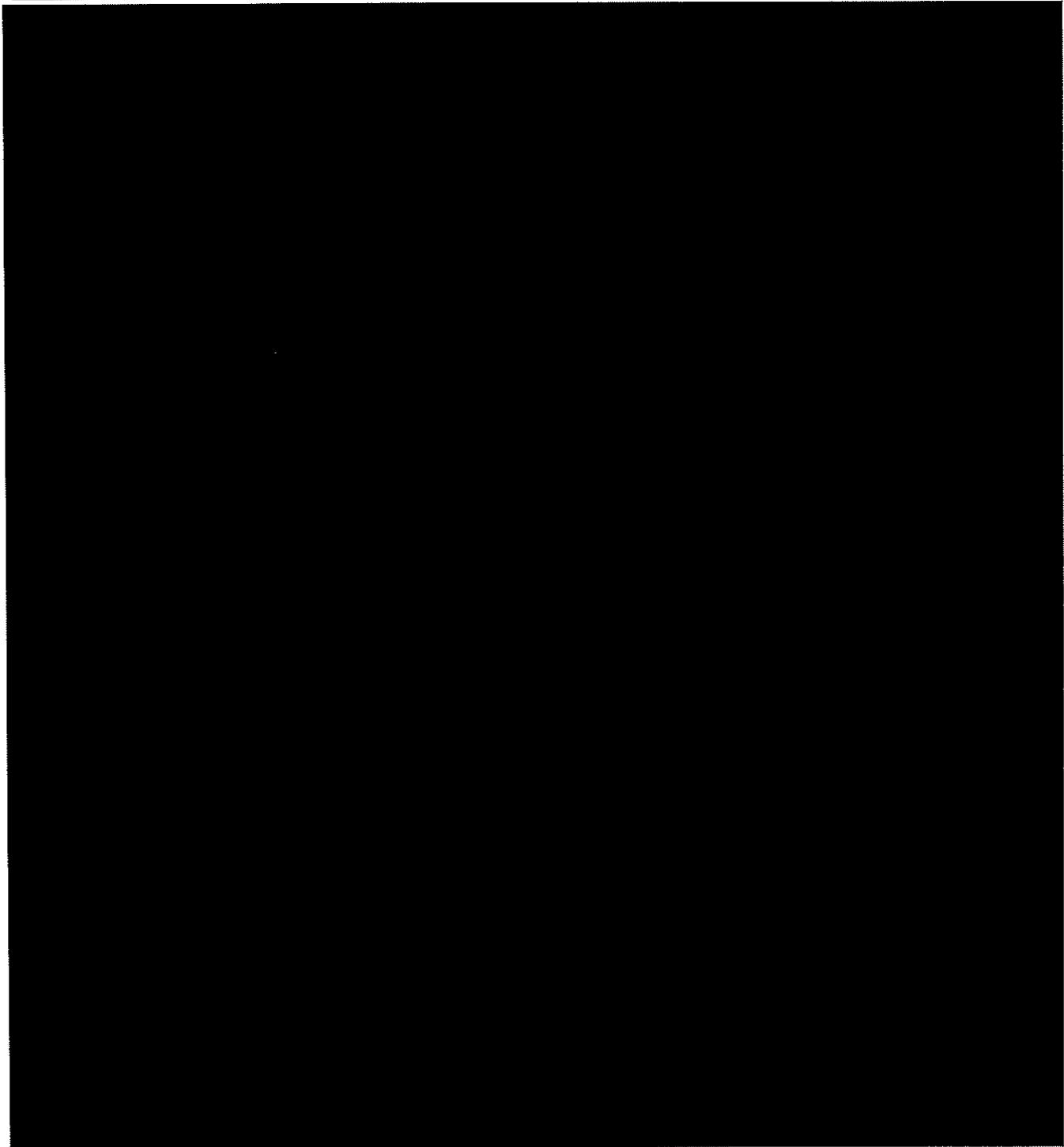


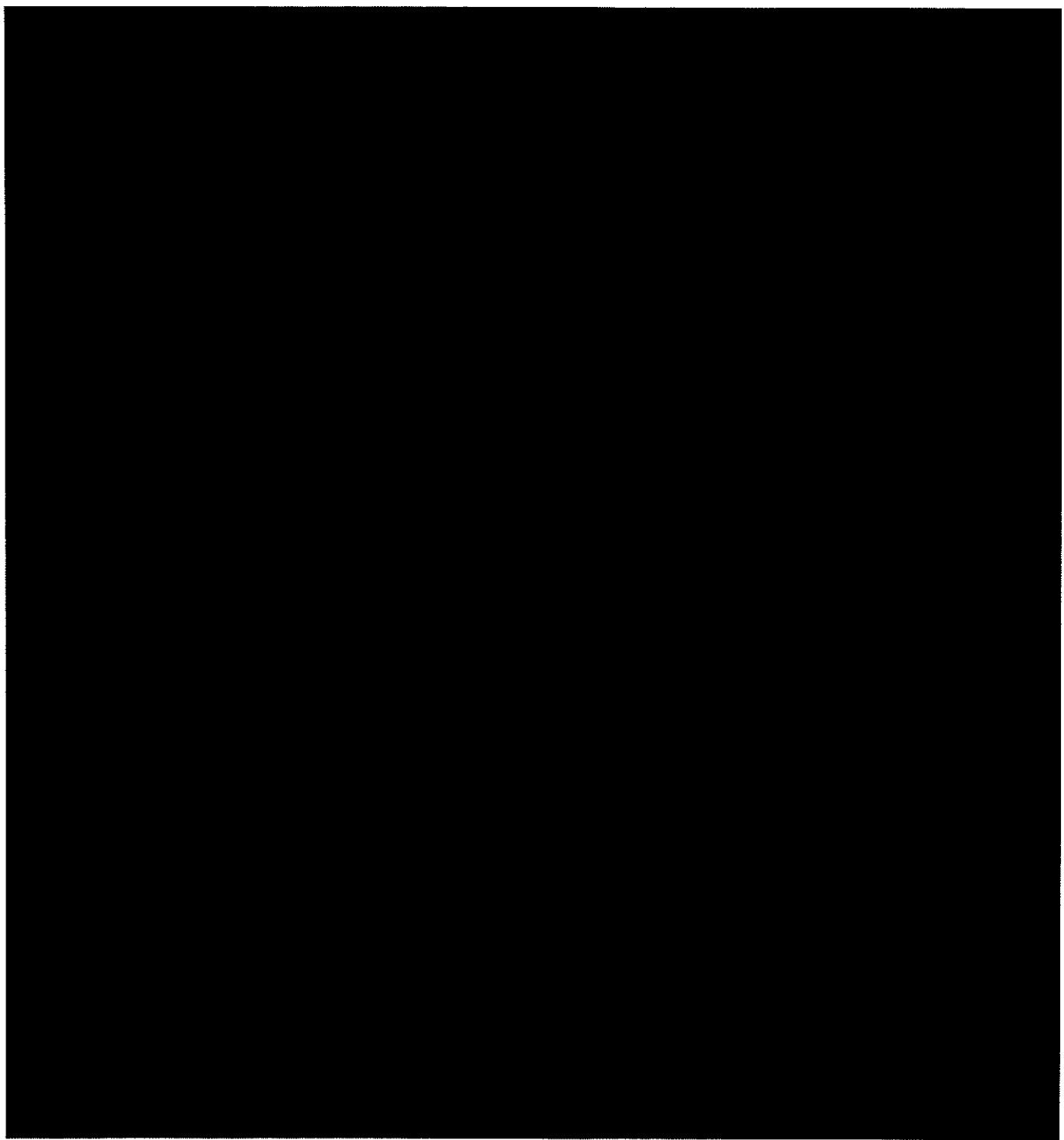


消費税還付審査チェックシート

署 整理番号 :

課税期間（至）:





## 消費税検討表

(作成する消費税検討表にチェック)

法人名	( )	調査対象 課税期間 (自~至)	~	作成 対象
-----	-----	-----------------------	---	----------

## 消費稅檢討表

## 消費稅檢討表

## 消費稅檢討表

## 消費稅檢討表

10.1002/anie.201907003

# 勘定科目別消費税のチェックポイント

別紙9

課否区分	内 容	課否区分	内 容
課	課税取引	免	免税取引
非	非課税取引	不	不課税取引

## ○ 損益計算書項目

(注)取引内容等に国内、国外の区別がないものは国内取引が前提

勘定科目	取引内容等	区分	摘要
売上高	資産の譲渡、貸付け、役務の提供等	課	国外での資産の譲渡や役務の提供は不課税
	完成工事高	課	消費税申告が完成基準のときは、完成引渡し日に課税売上げ
	非居住者に対する役務提供	免	旅客輸送、飲食等国内において直接便益を受ける取引は課税
	国内・国外間の輸送、役務提供	免	役務提供場所が明らかでないものは、役務提供者の事務所所在地で判定
輸出売上高	資産の譲渡	免	商社等を通じた間接輸出売上げは課税
売上返品等	売上値引・売上返品・割戻し	課	課税標準に対する税額から控除
一般仕入高	商品・材料等の仕入れ	課	消費者、免税事業者からの仕入れも課税仕入れ
売上原価	商品・材料等の輸入	課	輸入時に課された消費税額、三国間取引(国外に所在する資産の譲渡)は不課税
	仕入値引・仕入返品・割戻し	課	課税仕入れに係る税額から控除
	外注工事費、外注加工費	課	給与に該当する支払いは不課税
	見積原価	課	役務未提供分は課税仕入れ不可
役員報酬・役員退職金	役員給与	不	
給与・退職金	従業員給与、契約社員給与、顧問給与	不	
出向負担金	出向者に係る給与の負担金	不	
人材派遣費	人材派遣会社へ支払う派遣料	課	
法定福利費	事業主負担の社会保険料	非	
福利厚生費	健康診断料、作業着・事務服代等	課	慶弔慰労の金銭支出、社員共済会会費は不課税
保険料	損害保険料、従業員団体生命保険	非	事務手数料は課税仕入れ
旅費交通費	国内での旅費、宿泊費、日当、通行料等	課	日当は通常必要と認められる部分の金額に限る
	国内・国外間の航空運賃	免	
	国外での旅費、宿泊費、日当等	不	
	通勤手当	課	通常必要と認められる部分の金額に限る
通信費	国内電話料、郵送料	課	切手類は継続適用を条件として購入時に課税仕入れ可
	国際電話料、国際郵便	免	
広告宣伝費	広告媒体掲載費用、パンフレット作成費用	課	
業務委託費	会計監査費用、事務所清掃費用、事務委託費	課	
減価償却費	支払地代	一	資産購入時の課税仕入れに該当
販売費	支払家賃	非	1か月未満の借地は課税仕入れ
	リース料	課	住宅の貸付けについては原則非課税
	保管倉庫料	課	輸出入のための外国貨物に係るものは免税
一般管理費	車両費	課	軽油引取税は不課税
	荷造運送費	非	自動車重量税は不課税
修繕費	修理費用、メンテナンス費用	課	国内・国外間の輸送は免税
消耗品費	消耗品	課	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道料	課	
租税公課	法人税、事業税、印紙税	不	
交際費	接待飲食費、贈答品の購入費用	課	
	贈答用商品券・ペーパー券等の購入費用	非	切手類は継続適用を条件として購入時に課税仕入れ可
	慶弔費の支出、使途不明支出金、妨害排除金	不	
会議費	会場費、お茶代、会議資料代	課	
諸会費	セミナー会費、ゴルフクラブの会費	課	
	町内会費、同業者団体等会費	不	原則不課税、対価性のある特別会費等は課税仕入れ
寄附金	金銭の寄付	不	
	現物の寄付	不	資産購入時の課税仕入れ
システム費	機器等賃借料、システム保守管理費用	課	
販売手数料	代理店手数料、委託販売手数料、紹介料	課	
販売促進費	見本品・展示会費用、旅行招待費用	課	リベートは課税標準に対する税額から控除
支払手数料	振込手数料	課	外国送金為替手数料は非課税
	クレジット手数料	非	加盟店、消費者ともに非課税
研修費	研修受講料、会場費、講演料、講師料	課	
研究開発費		課	人件費分は不課税等、個別に判定
特許権使用料	特許権等の使用料、技術指導料	課	国外で登録されたもの等は不課税
雜費		課	罰料金は不課税等、個別に判定

勘定科目	取引内容等	区分	摘要
受取利息・割引料		非	
営業外収益	受取配当金	不	
	有価証券評価益	一	内部処理
	有価証券売却益	非	譲渡対価は非課税、譲渡対価の額の5%を課税売上割合計算の分母に含める
	雑収入	課	為替差益は不課税等、個別に判定
営業外費用	支払利息・割引料	非	
	貸倒損失	課	課税標準に対する税額から控除
	貸付債権	不	
	商品評価損	一	内部処理
	有価証券評価損	一	内部処理
	雑損失	課	為替差損は不課税等、個別に判定
		不	実質的に資産(土地等を除く)の譲渡等の対価に当たるものは課税
特別利益	固定資産売却益	非	譲渡対価は非課税、譲渡対価の額を課税売上割合計算の分母に含める
	上記以外の固定資産の譲渡益	課	譲渡対価が課税資産の譲渡等の対価となる
	過年度貸倒債権回収益	課	課税標準に対する税額に加算
	貸付債権	不	
	補助金収入	不	
特別損失	固定資産売却損	非	譲渡対価は非課税、譲渡対価の額を課税売上割合計算の分母に含める
	上記以外の固定資産の譲渡損	課	譲渡対価が課税資産の譲渡等の対価となる
	固定資産除却損	一	
	前期損益修正損	一	当期の課税仕入れには該当しない
	災害損失	不	

○ 貸借対照表項目

勘定科目	取引内容等	区分	摘要
流動資産	売掛金	非	譲渡対価は非課税、譲渡対価の額の5%を課税売上割合計算の分母に含める
	仕掛品	課	引渡しのときに課税、見積計上は不可
	未成工事支出金	不	引渡しのときに課税、適正な出来高検収分は課税
	賃金、給与	不	法定福利費用は非課税
	JV出資金(支出時)	不	共同企業体が行った仕入れについて、持分割合に応じて課税仕入れ
	前渡金、前払費用	不	引渡しや役務提供があった時点で課税仕入れ
	仮払金、仮受金、相殺取引	不	課税売上げと非・不課税仕入れの相殺取引はないか
固定資産	短期貸付金	非	譲渡対価は非課税、譲渡対価の額の5%を課税売上割合計算の分母に含める
	建物・建物附属設備	課	
	機械装置	課	取得時に取得額が課税仕入れ、譲渡時に譲渡対価が課税売上げ
	車両運搬具	課	
	工具・器具・備品	課	
	土地	非	造成費、仲介手数料は課税仕入れ
	建設仮勘定	不	引渡し時に課税、適正な出来高の検収分は課税
	ソフトウェア	課	社内人件費分は不課税等、ダウンロードによるものは個別に判定
投資等	営業権	課	
	敷金、保証金	不	
	投資有価証券	非	取得対価は非課税、譲渡対価の額の5%を課税売上割合計算の分母に含める
	長期貸付金	非	譲渡対価は非課税、譲渡対価の額の5%を課税売上割合計算の分母に含める
	出資金	不	
	ゴルフクラブ会員権	非	
	権利金	課	脱退時に返還されるものは不課税
	ノウハウの頭金	課	住宅を賃借するためのものは非課税
		課	国外で登録されたものは不課税